

先進国企業と途上国

-児童労働問題から企業の社会的責任を考える-

国際学部国際学科
国際政治経済コース
牧田 東一ゼミ
学生番号:207h7707
早水綾野

はじめに

大学へ進学したのは、途上国の子どもの問題について学びたいと思っていたからだ。当初から特に児童労働に対して問題意識を持っており、根本的な解決のために教育問題へのアプローチが必要だと考え、2007年夏には現地スラムにおけるノン・フォーマル教育を視察しに、カンボジアへ向かった。1ヵ月の滞在だったが、それまで文献でしか触れられなかったスラムの状況を目の当たりにすることができ、また、ノン・フォーマル教育の現状も見ることができた。

働いている子どもにも会った。町中では自動車の洗車をしている子どもを見たし、ノン・フォーマルクラスには、親戚の元で家事手伝いをしている子、市場で果物を売っている子がいた。そして、クラスの出席率が悪いとき子どもを探しに行くと、見慣れたクラスの子どもたちが、スラムの奥にあるごみ山でくず拾いをしていることがあった。子どもたちの親とも何度か話をした。快く話をしてくれる人もいたが、「金持ちでいいよな。」「日本人が羨ましいよ。」などと言われたこともあった。同じようなことはスラムから出て町の見知らぬ人に会う程言われた。

1番の出会いは、NGO以外にあったかもしれない。滞在していたゲストハウスの向かいの、レストランのオーナーさんだ。流暢な英語を話す、若くて明るい女性のオーナーさんだった。彼女は、幼い頃働いていたようだ。結婚してから初めて学校へ通うことができ、今はレストラン経営まで実現できたのだそうだ。私がカンボジアを発つ日、彼女は自身の子ども時代について話をしてくれた。いつも笑顔の彼女の、あんなに苦しそうな顔は見たことなかった。彼女が「子どもの頃の思い出には、辛いことしかない」と言っていたのを、筆者はよく覚えている。そして、彼女が繰り返しこう言っていた。「分からないと思うけど、あなたは本当に幸運なのよ」と。

同じ人間が、運によってここまで左右されるのだろうか。筆者は、小さい頃にくず拾いや物売りをしたことはない。働くために学校へ行けなかったこともなく、路上で暴力に脅えながら寝たこともなく、空腹に苦しんだこともない。大学へ通い、安心して眠れる場所がある。自分で稼いだお金は生活費にあてるのではなく、こうしてカンボジアへ来る資金に当てられている。確かに、「幸運」と呼べるのかもかもしれない。しかし、誰もが平等に持っている、運に左右されてはならないのが人権である、と筆者は考える。

カンボジアから帰国後、神奈川国際交流財団でインターンシップをさせていただいた。そこではアフリカの写真を集めた「A Day in the Life of AFRICA」という写真展が行われていた。写真は、著名なフォトジャーナリスト約100人がアフリカ大陸へ行き、それぞれがアフリカ大陸の同じ1日の様子を撮ったものであった。活気溢れる市場の写真もあれば、トラックの運転手を客にしようとしている売春婦の写真もあった。このプロジェクトの目的は、HIV-AIDS感染者が増えているアフリカに対して問題意識を高めることにある。これを写真集にしたものが発売され、収益は全額プロジェクト事務局を通じてアフリカのエイズ教育基金に寄付される。これらは全てオリンパスが計画し、費用の拠出を含め実行したものであった。

その時は、企業も国際協力をしているのではないかと思い、それまで関心のあったNGOや国際機構よりも、資金力のある企業に焦点を当てることにした。しかし、調べていくうちに、企業が社会貢献

活動を行わざるを得ない「要因」の方に興味を持った。生産工程における児童労働の発覚などである。世界の働いている子どもを雇っているのは、間接的にでも私たちと関わりのある企業なのだ、と驚かされたのだ。

世界の不平等の中で、筆者はその格差の上層にいる。カンボジアで「幸運」なのだと言われ、その立場から恩恵を預かっているように思えてならなかった。格差の上層で得をしているのならば、誰かが損をしているはずだと思った。そして、そこに企業の関わりがあると考え、この論文を書きたい。

筆者が強く問題意識を持つ児童労働の問題について、企業が関わった事例をあげ国際的なそれに対する取り組みを述べる。そして、企業自身が社会的責任を果たすための児童労働防止活動にも焦点をあて、人道主義と利益追求が両立させなければならないことを示す。また、消費者でもある我々は地球市民として、どのような行動を取るべきかについても述べたい。我々の消費活動は、まわりまわって児童労働に荷担しているかもしれないのである。

第1章 先進国企業と児童労働

本章では、企業の経済活動によって発生した児童労働問題を事例とともに紹介し、児童労働が私たちににとって身近な企業と関係し得る事実を明らかにする。そして、児童労働がどのような問題なのか、これに対策を講じている主要な機関であるILO(国際労働機関)の条約と国連子どもの権利条約を用いて述べ、条約の実施を促進する制度についても触れる。更に、そのような状況をつくり出す要因は何かを、世界の貧困、世界経済の歴史的背景、貿易構造、多国籍企業の経済活動に留意して検証する。

第1節 途上国における児童労働への先進国企業の関わり:いくつかの事例

児童労働の原因が、どのように先進国企業の行動と関係しているのだろうか。最近の衣料品によく「中国製」と書かれているのを見るが、ここから何がうかがえだろうか。先進国は、安い労働力を求めて生産委託先工場を自国外に置く。確かに、よく委託先工場の置かれるアジアの国々は賃金が先進国に比べて安いだろう。しかし、それが破格の値段であったらどうか。大量生産を強いられていたらどうか。また、条件がどのようであっても、外貨取得を逃さない途上国の立場、先進国に対して意見できない途上国の立場というものがある。

市場を発展途上国に広げることは、どのようなことなのだろうか。雇用状況や環境配慮など制度が整っていない国では、先進国では想像し難い問題も起こりうる。先進国が生産コストの節約を目的に、工場を自国外へ移したのはさほど昔のことではない。次に、このような企業の手法を先駆けて行い、後に責任を問われたスポーツメーカーナイキの例を述べる。

低賃金労働への先駆けーナイキ

ナイキの基礎を築いたのは現在、会長を務めているフィル・ナイトという人物だ。彼はアジアの低賃金を視野に入れた生産、販売という新しいビジネス・モデルを実践するため、1963年、ナイキの前身となるブルー・リボン・スポーツという会社を設立した。生産を委託する工場をアジア各地に置き、労

働コストを安く済ます方式を実践したのである。生産委託先工場は韓国、台湾、タイ、中国から、インドネシア、フィリピンにまで広げていった[藤井 2006:141]。

成功が一転したのは92年、雑誌の報道がきっかけである。ハーパーズ・マガジンが「ナイキの生産委託先工場の労働者は安い賃金で働かされている」と報道したのだ。ここから、ナイキの生産委託工場における強制労働、児童労働、低賃金労働、長時間労働、セクハラ問題が発覚した。96年にはライフ・マガジンがナイキのサッカーボールを縫う子どもの写真を掲載している [藤井 2006:141-142]。

このように、「企業が販売する商品が児童労働により生産されたものであった」例は、ごく稀なのだろうか。また、このナイキでの児童労働発覚から、90年代に児童労働問題が世間で注目を浴びたが、その後問題は解決されたのだろうか。まず、2007年に発覚した衣料品メーカーGAPの事例をあげ、未だ解決されない問題であることを示す。そして、前者への答えとして、その他多くの有名企業において児童労働が発覚した事例を上げる。

GAP

2007年10月、大手衣料品メーカーGAPの、インドにおける下請け業者で強制・児童労働が発覚した。イギリスのオブザーバー紙によって、インドの工場で10歳の少年が働いていると報じられたのだ。児童が製造に関わっていたのはアメリカとヨーロッパで発売予定だった女子用のブラウスであった。少年は、家族によって工場に売られ4ヶ月無給で働いていたそうだった。少年は、工場から彼の家族が借金を返すまで仕事を辞めることは許されないとされていた。他の12歳の少年は、十分に働いていないと判断された場合工場主に叩かれたと話している。GAPは該当する製品の販売を中止し、同工場との契約を打ち切った [BBC 2007.10.28]。

ウォルマート

上記のGAPの例は一部で、例えば、アメリカに3000以上、アメリカ以外に1000以上の店舗を持つスーパーマーケットチェーンウォルマートは、2005年にオリジナルブランド衣料の製造を委託するバングラデッシュの下請け工場で児童労働が発覚した。ウォルマートは日本における小売企業、西友の親会社である。児童労働問題に取り組む特定非営利活動法人ACEは西友を調査し、バングラデッシュ製の衣料品の販売を見つけた。そこで西友に対し質問状を出したところ、「該当工場の製品は扱っていない」との返答があったという。ウォルマートはこの事件により該当工場との契約を打ち切ったとのことだが、雇われていた子どもは代替的にまたほかの経済活動に従事している可能性がある。そして、他の製造委託工場にも子どもが雇われている可能性は十分にある [ACE HP2008, Werner 2005:362-363]。

更に、同国におけるウォルマートの製品を生産する「ベクシムコ(Beximco)」という工場では、1日に労働時間は12.5時間、1週間当たりの就業日数は7日、時給は9セントから12セントという法外な雇用があった。この賃金は法律が定める最低賃金を40%から70%下回っている [Werner 2005:362-363]。また、NBCのテレビ番組は同社の衣類を製造するバングラデッシュの工場の状況を

「9 歳から 12 歳までの少年少女が時給 5 セントで夜遅くまで働いていた」と報道した[Mander 2000:187-198]。アフリカのレソトや、中国の生産委託工場においても、強制労働が存在するという報告がカナダの人権団体によりされている。

ウォルマートは国内でも 2000 年に 6900 人の従業員から残業代を支払うよう訴訟を起こされている。「いつも、いつも安い」という標語を用い、安価な商品を武器に成功した同社だが、安さ実現の裏側は、国外・国内の低賃金雇用が一因としてあったのである[Mander 2000:187-198,Werner 2005:362-363]。

同社の子会社の西友は、2006 年に行動規範「倫理指針」を作成しており、「法が順守されていることを常に確認し、万が一守られていない場合には報告すること」を全従業員が宣言している。児童労働のような深刻な労働問題は、自社外の下請け工場において起き易いが、取引先に対しては「倫理基準お取引先マニュアル」というのがあり、その中には、強制労働・児童労働の禁止も明記されており、これを取引先と共有するシステムを採用している。内容は、ILO 主要労働基準を含有したものになっている。

マクドナルド

他にも、マクドナルドが 2001 年以前に中国においてハッピーセットの付録のおもちゃを作る製造委託工場で児童労働が発覚した事例がある。しかし、マクドナルドの CSR 報告書及びホームページには、「児童労働」の文字はない。

以上は先進国企業の商品の生産委託から起きる児童労働問題である。次に、商品の原料の調達において起きる児童労働の事例をあげる。

ネスレ

2005 年 7 月に、チョコレートやコーヒーで有名なネスレは、人権団体 ILRF(International Labor Rights Forum)¹から訴訟を起こされた。訴えは「西アフリカのコートジボワールにおける仕入れ先農園で児童労働が存在する」という内容である。チョコレートの原材料となるカカオ豆の採集にあたっては、児童労働が多く存在すると言われる。この訴訟に対し、ネスレは「法的根拠に欠ける」と却下を求めた[ACE HP2008]。ネスレは、1999 年にもコートジボワールの従業員から「資格や学歴が同じにも関わらず、同一工場のヨーロッパ系従業員と比べて給料が極端に低い」と訴訟を起こされている[Werner 2005:331]。

労働問題からは離れるが、ネスレは途上国における粉ミルクの販売方法に対し批判を受けたことで有名である。途上国において妊婦や若い母親に、授乳よりも粉ミルクで子育てをすることを推進し、自社製品の売り上げ向上を試みたのである。実際は、母親による授乳が子ども健康のためには望ましい。また、清潔な飲料水が手に入らない国においては、病原菌によって汚染された水で粉ミルクを

¹ 世界の労働者が公正さと人道的な待遇を受け取るため、アドボカシー活動を行うアメリカの人権団体。

溶かすことが子どもの病気を引き起こす危険がある。WHO によると、毎年 150 万人以上の子どもが直接的な授乳を受けられないために死亡している [Werner 2005:331]。

ブリヂストン

ILRF はまた、日本企業のブリヂストンとその子会社ファイアストーン天然ゴム、孫会社のファイアストーン・プランテーションに対しても 2005 年 11 月に裁判を起こした。訴訟のきっかけは、リベリア共和国出身でアメリカ在住のエミリア・ウッズ氏による報告だった。彼は、内戦が終わった祖国を訪ねた際、ゴム農園で児童労働を目撃したという。

読売ウィークリーの取材に対してその時の様子を語る彼の言葉を引用する。

「子どもがバケツを担いでいました。ゴムの木の樹液が入ったバケツは、40 キロにもなりません。それを 2 つ、天秤棒にぶら下げて肩に担ぎ、1.5 キロ以上も離れたコンテナまで運ばなければならないのです。子どもたちは家畜のようで、その情景を見た時は胸が痛みました。農園の幹部はゴルフコースもある豪邸に住んでいるのに、労働者の家は電気も水道もない不衛生な掘っ立て小屋で、人間らしさとは程遠いと思いました[奈良林 2008]」

ブリヂストンは 2007 年にスイスのダボスで開かれた世界経済フォーラムで、スイスの NGO FoE スイスと BERNE Declaration によって「Public Eye Award」の中の「最も無責任な企業」に選ばれた。ここではその受賞理由の 1 つとして、労働者の住まいについて述べられており、「1926 年にプランテーションを始めて以来、水もトイレもない泥でできた社宅を一度も改装していない」点を言及している。また、そこで働く子どもの危険についても、30 キロ(ILRF によると 40 キロ)のバケツを持つ他にも、農薬を直接手で触る危険や、木を切るのに鋭い道具を使う危険について喚起している。

FoE スイスと ACE によると、子どもは直接雇われているのではなくその親が雇われているのだが、高いノルマを課せられているため、一家総出で作業に従事する必要があり、児童労働が発生してしまうのだそうだ[FoE Japan 2008]。このような状況は、プランテーションにおいて多く見られる。また、母親が一日中作業にあたっているため、その家の長女が下の子どもの世話をすることになり、長女が学校へ通うことが出来ないという、見えにくい問題も存在する[Lealight 1995:146-178]。

第 2 節 児童労働とは何か

子どもが働く現実が、主に途上国において存在する。ILO(国際労働機関)の統計では、世界には約 2 億 4600 万人の子どもが児童労働をしている。児童労働を、しばしば途上国の貧困を理由に「当たり前」であるとか、あるいは「仕方のない」と捉える意見があるが、それは誤りである。児童労働は国際的に定義され、その禁止は国際法に明記されている。児童労働は、日本において想像し得る、一般的な家庭での手伝いや高校生のアルバイトとは全く異なる労働なのである。問題点としてまず上げられるのは、子どもが強制的、搾取的、過酷な労働を強いられ、健康を損ね、教育の機会を奪われてしまうことがある。児童労働は「容認できない児童労働と子どもの虐待」のことなのである[初岡 1997:2-7]以下に児童労働を禁止する国際法の ILO 条約を紹介し、児童労働の定義を述べる。

ILO (国際労働機関) 条約

ILO は児童労働に対し対策を講じている主要な国際機構で、労働者の人権尊重、妥当な生活水準、人間的な労働条件、雇用の確保などを目的に 1919 年に創立された。活動内容は、条約と勧告(批准を前提としない、条約を補足するかたちで細目を規定するもの)による国際労働基準の設定と遵守の促進である。児童労働に関する ILO 条約、138 号「就業最低年齢に関する条約」は 1973 年に採択され、182 号「最悪の形態の児童労働に関する条約」は 1999 年に採択された[初岡 1997:107-116]。まず、138 号条約による児童労働の定義を以下に記す。

ILO 条約 138 号による児童労働の定義

- a)11 歳までの児童によって行われるすべての経済活動
- b)12～14 歳の児童によって行われる軽易労働を除くすべての経済活動
- c)15～17 歳の児童によって危険な条件下で行われるすべての経済活動
- d)18 歳未満の児童によって行われる「最悪の形態の」児童労働[OECD2005:14]。

ILO は就業最低年齢を 15 歳(途上国では 14 歳)未満としている。軽易な労働であれば 13 歳未満、危険な労働であれば 18 歳未満としている。危険な労働は、子どもに対して強制的、搾取的、過酷な労働をさせることである。児童労働は約 2 億 4600 万人存在すると先にも述べたが、児童労働はインフォーマルセクター²に多く存在し、隠されることが多いため、正確な数字は特定できないとされている。子どもたちが働く産業を、その割合の多い順に並べると、農業、製造業、小売業、サービス業、運輸・通信、建設業、鉱業がある[ILO HP 2008,12.15]。うち、農業が全体の 7 割を占める。この論文で取り上げるのは先進国企業と現地との取引に関わるものであるから、上位 2 つは大きく関わってくる。

児童労働について論じるにあたり、最悪の形態の児童労働についても触れておく必要がある。最悪の形態の児童労働は、最も深刻な状態で労働に従事している子どもを指し、国際社会においても優先的な対策を講じるよう位置づけられている。緊急の措置が必要とされる労働で、ILO はこれを 2016 年までに廃絶する方針である。ILO182 号条約を用い以下に定義する。

ILO 条約 182 号による最悪の形態の児童労働の定義

- a)人身売買、債務奴隷、強制的な子ども兵士、その他の強制労働
- b)買春・ポルノ、麻薬の製造・密売などの不正な活動
- c)子どもの健康・安全・道徳を害し、心身の健全な成長を妨げる危険で有害な労働[ILO HP 2008,12.15]。

前節で述べたいくつかの児童労働の事例から検討すると、GAP の児童労働は、子どもが「家族が借金を返すまで仕事を辞めることは許されない」と言われていたことから、(a)の債務奴隷にあたる。ま

² 発展途上国にみられる、経済活動において公式に記録されない経済部門のこと。

た、ブリヂストンの場合もゴム農園での労働は危険が伴うため(c)の危険で有害な労働に含まれる。他の事例も、労働条件や労働状態の詳細は不明だが、人身売買による強制的な労働であったり、機械や農薬の使用に対し危険が伴う場合は、最悪の形態の児童労働であると判断できる。

国連子どもの権利条約

児童労働に関わるもう 1 つの重要な国際法として、国連子どもの権利条約(国連児童の権利に関する条約)がある。これは、子どもの基本的人権を国際的に保証するために、子どもの権利宣言から 30 周年の 1989 年に採択された条約である。現在、最も批准数の多い国際法で、アメリカとソマリア以外の全国連加盟国が批准している(アメリカは自国内の法律が州によって異なり、それぞれの改正が困難であることを理由にしている。また、キリスト教の観念と合致しないとの主張もある。ソマリアは無政府状態のため批准の手続きを行えない)。日本は 1994 年に批准している。批准国は条約の内容に沿った自国の法律、制度、政策、慣習の改善を求められる[初岡 1997:100-106]。

児童労働に関連する条文として、まず、第 32 条の「経済的搾取・有害労働からの保護」がある。これは以下の通りである。

第 32 条 経済的搾取・有害労働からの保護

1 締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利、および、危険があり、その教育を妨げ、あるいはその健康または身体的・心理的、精神的、道徳的、もしくは社会的発達にとって有害となるおそれのあるいかなる労働に就くことから保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の実施を確保するための立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。締約国は、この目的のため、他の国際文書の関連条項に留意しつつ、とくに次のことをする。

(a) 最低就業年齢を規定すること

(b) 雇用時間および雇用条件についての適当な規則を定めること。

(c) この条の効果的実施を確保するための適当な罰則または他の制裁措置を規定すること [鈴木 1990:88-89]。

以上の条文は、子どもを経済的搾取することは、子どもの権利侵害であることを示し、それが子どもを危険な状況に置き、教育を妨げ、あらゆる発達の弊害となること、またなり得ることを示している。そしてこれから子どもを保護するために、国が対策を講じることを義務づけている。

上条文は、すべての児童労働からの保護にあてはまるが、特定の最悪の形態の児童労働に含まれる労働に対しては他の条文も重要である。第 33 条は、「麻薬・向精神薬からの保護」である。この条文では、これらの使用から子どもを保護することを義務づけると同時に、これらの取引に子どもを利用することのないよう、締約国に対策の措置を求めている。第 34 条は、「性的搾取からの保護」である。この条文では、子どもを性的搾取・性的虐待から保護することを義務づけ、締約国に国内および二国間での対策を求めている。二国間での対策が求められるのは、国を超えた人身売買の問題が、子どもの性的搾取と深く関わっているからである。人身売買については更に、第 35 条子どもの「誘

拐・売買・取引の防止」が定められている。

締約国は、この条文の実施状況を専門家10人から成る子どもの権利委員会に報告しなければならない。この委員会は締約国と、改善と救済について討議するのだが、モニタリングとしては不十分であり、強化が必要とされている。また、子どもの権利条約は批准数が最多の国際法だが、それと引き換えに多くの留保を認めていることも、問題点といえる。また、条約制定の準備期間において内容のレベルを下げていることも、批准の多い理由となっている。具体的には、避妊についての言及を避けたこと(カトリック教社会では避妊は禁止されている)、軍隊への徴収可能最低年齢を15歳に下げたことがある[初岡 1997:100-106]。

第3節 なぜ児童労働が起きるのか

児童労働が起きる要因として、まず、貧困があげられる。働く子どもの数の世界分布を見ると、アジア太平洋地域に12億7,300万人、サハラ以南アフリカに4億8,000万人で、全体に占める割合はこの2地域だけで8割にもなる。2地域とも、貧困問題の深刻な地域である。

世界には、どのくらい貧困状態にある人々がいるのだろうか。世界は、どの程度不平等なのだろうか。世界人口65億人のうち、40%は貧困状態にある。8億7700万人の人々は、更に状況の悪い極貧状態におかれている。貧困状態の生活が想像できるだろうか。例えば、子どもは慢性の栄養失調で、医療へのアクセスは難しい。親は仕事に就けないか、仕事があってもわずかな賃金しか得られない。その賃金はその日の食費に費やしてしまい、子どもを学校へ通わせるために貯金するなどということは遠い生活、である。こういった状況から、少しでも収入を増やそうと子どもは働きに出されるのである。そして、これからはほど遠い生活をしている日本の人々は、世界の20%の過剰消費者、すなわち、生活に自動車、航空機、肉食、使い捨て商品などが組込まれている人々に含まれる。この20%の人々は、世界の全所得の82.7%を得ている。そして、底辺の20%の人々は、全所得の1.4%だけで、辛うじて生きているのである[Mander,2000:36-37]。

ブレトンウッズ体制

貧困の原因として、現在の経済体制と、不公正なルールの下に行われている貿易などがあげられる。そしてこれらは、多国籍企業が世界へ経済活動を広げていくのに大きな役割を果たした。それは戦後のブレトンウッズ会議において形成された。会議の冒頭演説では、時のアメリカ財務省大臣ヘンリー・モーゲンソーがこう述べている。「あらゆる国の人々が、平和のうちに、その能力を十分に発揮し、限りない自然の恵まれた地球上で、物質的な進歩の成果を享受できるような、ダイナミックな世界経済を創設する[Stiglitz 2006:32]」。資本主義を讃える「能力の発揮」は、そのイデオロギーが唱える「機会の平等」を実現できていない。事実、サハラ以南アフリカでは2006年時点で純就学率が71%である。小学校就学年齢の子ども約3,800万人が学校に通っていないのである。南アジアでも、1,800万人の子どもが小学校へ通っていない[国連 2008:13]。結果、これらの地域では成人識字率が男性は70%前後、女性にいたっては50%となっている[外務省 HP 2009,1.7]。「限りない自然」ともあるが、石油の枯渇は数値で持って予想されている上、現在、国際社会は地球温暖化対策に必死

になっている。日本も、京都議定書の CO2 排出量数値目標は、削減どころか増加させてしまっている。しかも、結果「物質的な進歩を」を享受できたのは一部の人間だけである。この一部が先に述べた、世界の 20%の過剰消費者なのである。

ブレトンウッズでは、この精神とともに IMF と国際復興開発銀行(世界銀行)が設立された。これらの機構は、グローバル化を促進した。経済成長が途上国を豊かにするという精神で、それらの国々に圧力をかけ、経済の開放を要求し、自給自足から輸出志向の経済へと移行させたのである。当時から見て、世界の経済規模は 5 倍に、国際貿易は 12 倍にまで拡大した。そして先進国はここから利益を得、生活は豊かになった[Mander 2000:31-34]。しかし、貧困問題は悪化している。世界人口のうち 40%が貧困状態にあると先に述べていたが、この数値は 1981 年には 36%だった。アフリカは最も悪い結果で、極貧状態の人々の割合が 81 年には 41.6%なのに対し、2001 年には 46.9%に増加している。アフリカは人口が増加しているため、極貧者の絶対数は 1 億 6400 万人から、3 億 1600 万人へと、ほぼ増大した[Stiglitz 2006:46-47]。

ブレトンウッズ体制の下、途上国において行われたのは、先進国向けの輸出品を生産するための開発である。先進国は途上国に対し、例えばコーヒー農園を作りコーヒー豆を輸出して経済発展を目指すよう言う。そこで多くの途上国が揃ってコーヒー農園を作り、世界中のコーヒー豆の生産量が増大した。結果コーヒー豆の価格が下落し、その打撃を受けたのは途上国の貧しい農民、あるいは農園に雇われる人々だった。農園経営者は収入が得られないと雇用にかかる費用を下げるだろう。そこで失業者が生まれ、その子どもが働きに出されるかもしれない。もしくは、労働コストの低い子どもを直接雇う可能性もある。結局、価格の下落で利益を享受したのは先進国の企業、それから消費者である我々である。

不公正な貿易

上記のような経済活動を助長するのは、現在の貿易体制である。戦後、世界銀行や IMF と同時に、ITO(国際貿易機構)という国際機構が設立される予定にあった。しかし、アメリカがこれを拒否し機構の設立にはならず、GATT(関税と貿易に関する一般協定)という国際協定のかたちで実現した。GATT の目的は、貿易の自由化を促進し、商品とサービスの流れを活発にさせ世界中の人々に利益をもたらそうということであった。GATT の基盤にまず、無差別の最恵国待遇がある。加盟国は他の加盟国を差別せずに最恵国待遇を与え合わなければならない。そして更に、内国民待遇の原則がある。国外と国内の生産者を同等に扱い、同じ法規を適用しなくてはならないのである。

しかし実際、貿易の自由化はなされていない。協定は、途上国に対し先進国製品向けの市場開放を要求した。つまり、工業製品の自由化が進められたのである。その逆の、途上国が輸出向け商品としている農産品に対しては市場は解放されていない。先進国は自国の農作物を守るため補助金を出し、輸入されてくる農産品に対しては関税をかけていた。GATT の「自由貿易協定」は、その交渉、承認、実施において民主主義的な方法がとられていないのである。多くはアメリカの官僚や大企業の利益代表などがそれを行い、協定は憲法に次ぐ、州法や地方の法律に勝る。そして、この貿易体制は 86 年から 8 年間に渡って行われたウルグアイ・ラウンドにおいて、WTO が設立され更に強化さ

れることになった。農産品に関税がかかり値段が上がれば、先進国で売れず、途上国に利益が還元されない。また、農業従事者がそれによって打撃を受ける。結果、労働コストを下げなければならず、児童労働が発生してしまう可能性がある。

ブレトンウッズ体制とWTOの政策は、企業がグローバル化するのを手伝い、企業が国外で自由な経済活動を行うのを手伝った。途上国に市場原理主義に基づく政策を行うよう圧力をかけたのは、IMFや世界銀行を動かす先進国である。それにも関わらず、世界は市場で途上国にとって不利な状況をつくっている。先進国は保護貿易を保っているが、先進国が先頭をきって規制緩和を進めているのである。このような逆説的な状況を保てるのは先進国のみである。しかも、IMFや世界銀行は途上国政府に予算の削減を命じ、福祉や教育分野への公共サービスを縮小させた。そして規制緩和を進めた結果、先進国の企業が途上国の人々の生活を壊す事態も起きた。人権・労働問題はその1つともいえる。

児童労働の要因は、一般的に需要と供給に分けて考えられる。貧困は、配給側の要因といわれるが、筆者は、それを利用し児童を雇おうとする需要側の要因にもなるのではないかと考える。次に、児童労働のより直接的な要因を、一般論から経済活動につながる部分を中心に述べる。

児童労働が起きる要因

まず、児童労働の需要側の要因を述べる。児童労働が発生し易いのは、主に労働集約的な作業においてである。工場や農園が労働コストを下げようと、児童を雇うのが大きな要因といえる。工場や農園の経営者にとって経営が苦しいと、雇用にもそれが影響すると言える。つまり、先進国が安く商品や原料を調達しようとすると、ここまで影響するのである。また、労働コストを下げようとすることが、長時間労働にもつながる。働きながら学校へ通う子どももいるが、長時間労働になると、それも難しくなる[初岡 1997:35-39]。

また、インフォーマルセクターにおいて児童労働は発生し易い。監督や統計の対象にならないからである。インフォーマルセクターは、労働コストの低い国に多く存在する。これを企業が利用することが危険であるが、下請け業者として、インフォーマルと知っただけで利用している場合もある[初岡 1997:35-39]。

子どもが雇われるのは、従順で反抗しないからだ、という意見もある。これと関係するのが、児童労働が労働組合がなかったり、弱体であったりする産業において多く存在する点である。また、手先が器用だからだ、という主張もあるが、これは論証できないものである。仮に事実だとしても、児童労働は容認できるものではない[初岡 1997:35-39]。

次に、供給側の要因だが、何よりも、親が子どもに働くことを望むことが、児童労働の大きな要因である。これには、親の所得増大が必要であるが、親が工場や農園で低いコストで雇われているのなら、そこを改善する必要があるのである。更に、教育問題も児童労働の要因である。教育を受けていない子どもは、他にすることがないと働くことになり易い。教育へ投資することが奨励されていない場

では、特に働いたほうが有益と考えられがちなのである[初岡 1997:35-39]。

次章では、1 節で上げたような児童労働問題を含む人権・労働問題に対する国際社会の取り組みについて述べる。

第2章 途上国に対する企業の社会的責任を促進する社会的・国際的な取り組み

企業のグローバルな経済活動によって引き起こされる問題に対して、世界では社会的・国際的どのような取り組みがなされているだろうか。まず、民間のイニシアティブとして企業に対する行動規範の SA8000 を紹介し、次に国連と企業のパートナーシップについて述べる。

SA8000

企業は自社の経済活動を世界へ広げ、自社製品の生産を人件費の安い途上国に移し、生産コストを安価にする経営を行うようになった。しかし、外部の企業や工場に、委託や契約の形で製品を発注することは様々な問題を引き起こした。欧米では 1990 年代前後、NGO による多国籍企業への告発が相次ぎ、メディアにも取り上げられた。多国籍企業の児童労働、労働組合活動の抑圧や、組合委員の解雇、差別などの問題が公になり、企業の人権・労働問題に注目が集まるようになった。こうした背景から、社会は企業が自社外の問題と考える範囲まで、説明責任を問うようになった[岩附 2007:36-41]。

企業が自社の行動規範を持ち、商品・原料の調達先にその遵守を求める場合にも、調達先が複数の企業と契約をしていた場合、複数の異なる行動規範の遵守を求められるという問題があった。このような背景から、国際的な共通の行動規範の策定が求められた[岩附 2007:36-41]。

SA8000 は、1997 年に策定された企業の労働・人権に関する国際規格である。策定は、米国の CEP(Council on Economic Priorities)の下部組織 SAI(Social Accountability International)が産業界や人権 NGO、労働組合と議論を重ね行った。ILO 条約や世界人権宣言、子どもの権利条約を基に、基本的な労働者の人権の保護に関する規定が定められている [岩附 2007:36-41]。SA8000 の要求項目は、以下である。

SA8000 要求項目

- ①児童労働の禁止
- ②強制労働の禁止
- ③健康と安全の保障
- ④団結権と団体交渉権の保障
- ⑤差別の禁止
- ⑥懲罰の禁止
- ⑦労働時間の厳守
- ⑧基本的生活賃金の保証
- ⑨労働環境を管理するための制度作り [斉藤 2004:166-167]

企業は認証機関による監査を受け、SAI へ推薦されれば SA8000 の認証を取得できる。監査方法は、2 段階に分かれていて、第 1 段階は 1 週間から 3 ヶ月かけて行う組織に関する情報収集、すなわち事前調査である。第 2 段階は施設の観察、記録・文書のチェック、労働者へのインタビューなどで、この客観的根拠から監査報告書を作成、認証機関から SAI へそれが送付される。SA8000 の要求事項に対する重大な不適合がない場合、認証機関からは推薦が与えられ、SAI より認証が付与される [岩附 2007:36-41]。

要求事項⑨の労働環境を管理するための制度作りは、①から⑧の事項が守られるためのマネジメントシステムのことである。監査の際に、これの欠如、あるいは欠陥が見られた場合、重大な不適合と見なされる。他にも、労働者の人権や安全に高いリスクが見つかった場合、また過度の超過労働、結社の自由の欠如も重大な不適合と見なされる [岩附 2007:36-41]。

2007 年の時点で、世界では 64 カ国の 66 業種で 1, 373 の企業と事業所が認証を受けている。この労働者数の合算は約 68 万人である。認証数の多い国は 1 位がイタリア、2 位がインド 3 位が中国である。イタリアと中国は、政府の奨励が認証取得の多さを手伝っている [岩附 2007:36-41]。日本で取得した企業はイオンとトキワの 2 社のみで、非常に少なく、日本における人権・労働問題への関心の低さが表れているといえる。

SA8000 で特徴的なのは、認証取得後、6 ヶ月ごとに部分監査を受けなければならないことである。この結果によっては、認証の停止・剥奪もあり得る。更に、認証の有効期限は 3 年となっており、再認証を受ける場合にも監査を要する [岩附 2007:36-41]。

SAI を設立したアリス・テッパー・マーリンは、その設立以前、経済優先順位研究所 (CEP : Council on Economic Priorities) で最高責任者を務めてきた。CEP は、「正しいことをしている会社にお金を払いたい」と考える投資家のために、企業を調査し情報を提供するサービスを行っていた。彼女は、30 年間のその取り組みを経て、新しい課題にぶつかり SAI を 1996 年に設立した [斉藤 2004:158-166]。

その動機を、以下のように語っている。

ナイキがインドネシアや中国でどのように商売をしているかを調べるのは大変です。本部を調査したところで、実際の操業は海外で行われているわけですから。グローバル化の潮流を汲んで、他の国にも呼びかけをしますが、本当に必要な場所では、そういった調査はないがしろにされがちです。発展途上国で本当に何が起きているか、知る方法はないのです。こうした地域でこそ、最もひどい環境破壊や人権侵害が起きているのです [斉藤 2004:166]。

SA8000 の第 2 の特徴はここから伺える。SA8000 は、認証を受ける組織の調達先の管理についても、要求事項を定めているのである。調達先には、a) SA8000 の全ての要求事項の適合、b) 会社のモニタリング活動の参加、c) 不適合があった場合には迅速に改善、是正する、d) 他のサプライヤー、関係取引を会社側に迅速かつ完全に知らせる、という事項が要求される。更に、調達先が雇う契約労働者などの非正規労働者も SA8000 遵守事項の対象となり、また、自宅で生産作業を行う家内労働

者も、対象となる[岩附 2007:36-41]。

日本でSA8000を取得しているのはイオンとトキワの2社のみだという事実は既に述べたが、国外では、トヨタがインドで、東芝がフィリピンで、ホンダがイタリアで取得している。ちなみに、CANPANの2007年度版CSR報告書情報開示調査³によれば、イオン、トヨタ、東芝は「児童労働の廃止のための行動規範を持つ50社」に名を載せられている。事例としてイオンを取り上げ、以下に記述する。

イオン

イオンは2004年、イオン株式会社の本社業務と、プライベートブランド「トップバリュー」の調達先管理業務においてSA8000の認証を取得した。イオンはそれ以前の2003年には、生産活動における企業倫理や労働環境に関する法令遵守を推進するため、自社行動規範「イオンサプライヤーCoC(Code of Conduct)」を制定していた。これは、生産工程における商品生産委託工場の説明責任を、取引先とともに果たすための行動規範である。取得に望んだのは、SA8000がグローバルな人権基準であり、取引先とともに責任を持った経済活動を行うために必要だと考えられたからである。イオンは、労働環境を改善していくために、仕事の効率化を図る方針である[イオン HP:2008.12.17]。児童労働に関しては、生産委託工場に関してまで言及しているので、自社責任の範囲内と見なしていることが分かる、実際に、「イオンサプライヤーCoC」には、「不法な児童労働は許されない」と記載されている。

イオンは、経済、環境、社会の3つの側面からバランスの取れた経営を目指している。SA8000の認証取得は、社会面での責任を果たすのに必要だと考えられる。イオンは、SA8000の認証取得とほぼ同時に、国連グローバル・コンパクトへも参加表明している。国連グローバル・コンパクトは、多国籍企業の経済活動の取り締まりと、国連と企業のパートナーシップの実現を目的に、2000年に創始された取り組みである。次に、この国連グローバル・コンパクトについて述べる。

国連グローバル・コンパクト

企業が世界で存在感を増すにつれ、国連の中でも企業の存在が大きくなっていき、経社理NGO協議制度⁴で地位を与えられた企業団体も存在した。1992年には、国連環境開発会議で活動に関わる団体を企業が結成した。多国籍企業の規制については国連の中で長年問題視されてきた。そこで、国連と企業のパートナーシップとして、2000年、国連グローバル・コンパクトがアナン国連事務総長により創始された。狙いは多国籍企業の規制と、国連財源の確保である。これは、国連、企業、NGOが世界の問題への取り組みを一体となって行う3者協定である[臼井・馬橋 2004:168-172]。グローバル・コンパクトには10の原則があり、これに賛同する企業や、自治体、学術団体が参加できる。原則の内容は、人権、労働、環境などに関するものである。世界で全4814団体が参加しており

³ 東京証券取引所第一部上場企業から、CANPANがCSR報告書を入手可能だった498社に対しておこなった。

⁴ NGO団体が経社理理事会と協議を行える制度。国連憲章第71条および経社理決議1997/31に基づく、国連とNGO団体が相互利益的な作業関係を構築するためのもの。

(2007 年現在)、その半数以上をヨーロッパ諸国の団体が占めている。部門別では、第二次産業といわれる製造業部門が半数を占めている。日本では、キッコーマン、リコー、朝日新聞社、富士ゼロックス、王子製紙、日産自動車、また川崎市などの 56 団体が参加している[国連 HP 2007/12/4]。

グローバル・コンパクトの 10 原則

原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。

原則 2. 人権侵害に加担しない。

原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。

原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。

原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。

原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。

原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。

原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

原則 10. 強要とわいろを含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

国連グローバル・コンパクトの欠点としては、国連の名前が利用され、企業の社会的責任が曖昧になるのではないか、という懸念や、企業の原則遵守状況を中立に評価する第三者中立機関が存在しない問題などがある。モニタリング制度、実施報告書の公開、違反企業に対する適切な措置などを行うことが、課題である。しかし、法的拘束力はなくとも自主的な取り組みを促すものといえる[臼井・馬橋 2004:168-172]。

国際社会を考えると、かつては国家が最も重要なアクターであった。今日においてもそれは通用するかもしれないが、近年、国家以外の組織が国際社会に影響を持ち、主要なアクターとなってきていることも否定できない。その中のひとつに企業がある。国家の GDP と企業の売上げを比べてみると、多国籍企業がどれだけの規模を持つか分かるだろう。多国籍企業がつくる経済圏はボーダレスで、通信や物流が発展し、通称や投資環境が冷戦時代に比べて拡大したので、企業はコストのいちばん安い国を選んで工場や子会社を設立できるようになった[斉藤 2002:50]。そこで、国際社会はこのような取り組みを始めた。では、企業自身はどのような取り組みをしているのだろうか。これについて、次章で述べたい。

第 3 章 企業の途上国に対する社会的責任:CSR 調達と企業自らの取り組み

前章で述べた行動規範のような基準を、企業自らが作成し、自社の活動に採用している場合がある。また、企業自身が経済活動をするにあたり、そこから起き得る問題の予防に取り組んでいる場合もある。これらは今日、CSR (Cooperate Social Responsibility :企業の社会的責任)という枠組みに含

まれる。そして、SA8000 では、認証を受ける組織において、その調達先の管理についても要求事項を定めているように、本章ではこの CSR に中でも、企業による原料や部品、製品の調達に関して責任を問う、CSR 調達について述べる。

第1節 企業の社会的責任と CSR 調達

前節で取り上げたような活動は一般的に、今日よく耳にする「CSR」の枠組みに含まれるだろう。CSRとは、Cooperate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略称で、企業が社会にとって負っている責任のことである。近年この言葉が頻繁に使われるようになったが、企業が社会に対して責任を負っているということは、従来から言われてきた。その内容は、以下のようなものである。

- 1 消費者に対して品質の良い製品を安く提供する。
- 2 従業員に対して安定した十分な給与を支払う。
- 3 株主に対して利益を上げ、確実に分配する。
- 4 国と地域に対して税金を納め、雇用の機会を創出する。

このように、経済的な側面に関わる内容である。しかし、近年企業のより多くの問題が露呈され、注目を集めたこと、また企業の影響力が増大したことから、その責任が以下のように変化してきている。

- 1 人々の健康や安全を保障する。
- 2 社会の改善や生活の向上に貢献する。
- 3 環境保全に努める。
- 4 不正を行わず、情報を開示する。
- 5 差別のない安全・衛生的な労働環境を提供する[斉藤 2004:28-29]。

第1章で取り上げた児童労働が発覚した事例は全て、その企業の製造委託先や、原料調達先におけるものであった。企業は、自社の商品の製造や、その原料調達の過程で、品質やコスト、納期を考慮し、調達先を選択し、効率的な調達を行う。これをサプライチェーン・マネジメントといい、今日の企業が積極的に行っている経営戦略である。しかし、この経営方法には労働・人権問題へのリスクがある。サプライチェーンは構造上、より上流のサプライチェーンに対してより厳しいコスト削減を強いるので、このような場において労働者の搾取が起きる可能性が高く、児童労働のような問題も発生し易いのである。企業は、経営方針として積極的に途上国へサプライチェーンを広げているが、児童労働が主に途上国に存在するのにもまた、事実なのである[生田 2008:1-15]。そして、このような状況において注目できるのが、「CSR 調達」という取り組みである。

CSR 調達

CSR 調達とは、企業がその経済活動の中で、製造委託や原料調達を取引先から行うことから、そ

のサプライチェーンまでを含めた社会・環境面への配慮に努める活動のことである。企業がこれを行う動機として、まず、自社外へ経営を広げること、経営に打撃を受けかねないリスクが伴うからである。サプライチェーンにおける労働・人権問題への取り組みを怠った場合、そこでは児童労働等の問題が起きる可能性は高くなる。そして万が一そうした問題が起きたとき、NGO やジャーナリストによってそれが摘発されれば、経営は打撃を受けかねない。例えば、商品の納入が滞ったり、また取引の停止に繋がることもあり得る。また、当然企業のイメージは悪くなる。児童労働等の問題が社会へ摘発されれば、当然社会から批判を浴びることとなり、不買運動にも繋がる可能性があるし、ブランド価値が下がり、売り上げや株への影響も懸念される。また、訴訟への対応に迫られることもあるだろう [生田 2008:1-15]。

実際、規制当局、NGO、消費者、投資家などのステイクホルダーの関心は、このグローバル化の進展に伴い、途上国での労働環境や環境汚染問題にまで拡大してきているのが現状である。IT の進展も、マスコミや NGO の情報発信力を高め、この関心を喚起している。途上国の環境・社会問題へ取り組む NGO も、政府よりも多国籍企業へ働きかける方が問題解決のために効果的であると考えようになってきている。CSR が普及し、行われている様々な取り組みの中で、調達先への対応が残された課題となっていることもまた事実である [生田 200:1]。

CSR 調達の基本的な取り組み方法は、まず、行動規範の策定である。これは、様々な国際条約や SA8000 のような規定を基に策定される場合がある。次に、その行動規範を社内やサプライチェーンにおいて周知させるために行う、社員やサプライチェーンとのコミュニケーションがある。そして、実際に規範が遵守されているか自社でサプライチェーンも含め調査を実施することが必要である。これは、例えば取引先へのアンケート調査など書面上のものから、実際にいくつかの工場に足を運んで調査するものまでがある。また、自社による調査だけでなく、第三者機関によるモニタリングも重要となる。これらの取り組みを CSR レポートやホームページ等で情報開示することもまた、必要である [生田 2008:1-15]。

では、実際にどのような取り組みが行われているのか、先行して CSR 調達を行っている欧米企業の動きについて紹介する。

欧米企業による CSR 調達の先行的取り組み

欧米企業は、サプライチェーンの CSR に関して早くから要請を受けており、現在、サプライチェーンに特化した CSR 評価手法の検討も進んでいる状況にある。先行的な取り組みは、アパレル業界、コーヒー業界、電気業界を中心に行われてきた。アパレル業界は先のナイキの事例にあるように、途上国に工場が置かれていることが広く世間に周知されており、要請を受けやすい。コーヒー業界では、その産業の問題点については以下で詳しく述べるが、コーヒー豆の生産農家における労働問題や環境問題(農地開発に伴う森林破壊など)が問題視されており、強く要請を受けている。こうして、アパレル業界、食品業界で取り組みが進み、電気業界は CSR に関する遅れを懸念し、サプライチェーンに特化した取り組みを推し進めたと考えられる。ここでは、この中からコーヒー業界の取り組みに関して述べる。

コーヒーは赤道を軸に地球をベルトのように巻いた地域(一般にコーヒーベルトと呼ばれる)で栽培される。アフリカ、南米、アジアと、ほとんどが途上国の地域である。コーヒーはカカオに並び南北問題を象徴する商品である。栽培されたコーヒー豆のほとんどは先進国に輸出され、先進国の人々によって消費される。世界銀行が途上国の経済発展を促すため、輸出産業として推進した商品のひとつでもある。しかし、それはコーヒー豆の生産量が急増し、市場での取引価格が下がってしまい、生産者の生活を逼迫させる結果となった。こういった価格低下で特に打撃を受けるのは、小規模農家や農家で雇われる労働者である。

コーヒー豆の栽培は労働集約型で、種の採集は児童労働が存在する産業の代表的なもののひとつとされる。そして、日本はコーヒー輸入量世界第3位のコーヒー輸入大国である[ATJ HP:2008.12.15]。児童労働によって生産されたコーヒー豆が日本に輸入されていることは、十分に考えられるだろう。

コーヒー業界で大きな動きといえるのは、2004年に草案が公表された「コーヒー社会の共通規約(Common Code for the Coffee Community:4C)」である。これは、コーヒーの生産・流通における環境・社会・経済面での自主基準を示したものであり、ドイツ政府とコーヒー協会が中心となって策定されたものである。策定にあたり、ネスレやクラフト等の大手企業その他、欧州及び途上国の生産団体、またNGOが参加しており、企業とNGOの対話の場ともなっているといえる2006年時点で規約の実証に関してテストをしている状況だが、規約を採用する団体を広めることにより、サプライチェーンのCSR向上につながると期待できる。

次に、CSR調達は企業自らの取り組みとしてどのように行われているのか、実際の企業の事例として、原料調達の実例と、商品調達の事例をみてみたい。

第2節 CSR調達企業自らの取り組み:2つの事例

企業が途上国から原料・商品の調達をするにあたり、そこで起き得る人権・労働問題に対してどのように取り組みを進めているのか、実際の事例を見てみたい。まず、コーヒーの原料調達から販売までを行っているスターバックスの事例を挙げる。

途上国のコーヒー生産者とスターバックス

筆者は、コーヒー豆の販売とともにカフェとしても身近なスターバックスコーヒー株式会社(以下スターバックス)に注目した。スターバックスは、自社のCSR活動をホームページや店頭のパフレットで紹介している。しかし、それでは情報が曖昧だったため、著者は直接企業にインタビューを行った⁵。以下にホームページとインタビューの内容を合わせ紹介する(インタビューは日本において行ったが、取り組みの内容はアメリカにおけるものである)。

世界で生産されるコーヒー豆のほとんどは取引市場で売買され、価格が常に変動するため、生産

⁵ スターバックスコーヒージャパン株式会社ブランドコミュニケーショングループ広報チームマネージャー山崎政彦氏に答えていただいた。

者はその価格によっては利益を得られない場合がある(前章で述べたように生産者の収入が低いことは、それだけで児童労働を招く。また、現地で還元される利益が低いことは農園経営者が子どもを雇う要因に繋がる)。そこで、スターバックスは生産者へ利益が還元されるよう、市場価格よりも高い価格でコーヒー豆を購入している。これがプレミアム価格と記載されている[スターバックス HP 2006,11,20]。

筆者のインタビューによると、プレミアム価格は 2007 年平均値コーヒー豆 1 ポンドあたり 1.43 ドルであった。フェアトレード価格の 2007 年度平均が 1 ポンドあたり 1.29 ドルだったので、それよりも高い価格となる。通常、こういった CSR を意識したような商品は全体の一部に過ぎないことが多い。しかし、スターバックスのプレミアム価格商品は、まだ 100%ではないが 2015 年までに 100%にする予定だそう。そして、それとは別に「カフェ・エスティマ・ブレンド」というフェアトレードコーヒーも購入、販売している。これは消費者にとって分かり易い認証ラベルのついたコーヒーとして販売しているようだ。スターバックスのコーヒー豆の中では一部の商品に過ぎないが、世界的に見ると FLO からの購入量は全体の 16%で、世界最大の購買者である。2007 年度は 2000 万ポンド購入した。2009 年度にはその倍の 4000 万ポンド購入する予定である [スターバックス HP 2006.11.20] 。

また、スターバックスは現地の生産者とともに社会開発を行っている。スターバックスは生産者と直接契約をしているため、コーヒー豆のバイヤーが直接生産者に会うので、お互いが顔見知りの関係にある。つまり、児童労働が存在すれば気がつくことができるようだ。そして、直接現地で抱える問題やニーズを聞き、支援を行う。例えば、コーヒー豆の生産のために必要な、良質な水の確保のための井戸堀などである。他にも、エチオピアでコーヒー豆を市場に運ぶための橋を作り、グアテマラで医療施設と幼稚園を開設した[スターバックス HP 2006,11,20]。

直接的な支援といえるのは他に、コスタリカにあるファーマーサポートセンターである。ここでは生産者に対して農業経営学の指導や技術的な支援を行っている。2009 年にはエチオピアとルワンダにも設立する予定である [スターバックス HP 2006.11.20] 。

スターバックスは、2000 年にグアテマラのコーヒー仕入先農園における児童労働が報道されている。これを機にスターバックスではフェアトレードコーヒーを扱うようになった。一方、プレミアム価格でのコーヒー豆の取引は、「フェアで当たり前」という本社アメリカの最高責任者の理念に基づいて行われているようだ。

原料調達における仕入先農園への取り組みを紹介したが、次に、製品調達における取り組みを、家具の小売チェーン、イケアの事例でもって紹介したい。

イケア、子どもの生活を変える女性のエンパワーと教育

イケアグループは 24 カ国で 253 もの店舗を展開する、家具の大手小売チェーンである。社会的な取り組みに積極的な企業で、児童労働の防止対策も行っている。イケアはユニセフとセーブ・ザ・チルドレンとパートナーシップを結び、事業展開する各国での児童労働防止に取り組んでいる。また、ユ

ニセフの年次報告書2006には、10万米ドル以上で協力した企業の中に名を連ねている。イケアは、児童労働問題に対し、国連子どもの権利条約に基づいて策定された自社行動規範を持っている。では、以下に IWAY (THE IKEA WAY ON PREVENTING CHILD LABOUR)の中の児童労働防止に関する部分を簡略化して紹介する[UNICEF HP 2008,12,1]。

THE IKEA WAY ON PREVENTING CHILD LABOUR

冒頭 :イケアは、多くの国で児童労働が存在していることを認める、と述べている。しかし、児童労働を容認はせず、立ち向かうべき問題と位置づけている。この問題の複雑さには、一貫した長期の努力が求められるとされており、イケアに児童労働によって作られた製品を届けられないという目標達成には、広域的かつ恒久的な開発(発展)の創造をしなければならない、と述べている[IKEA HP 2008,12,1]。

原則:イケアは子どもの権利条約に賛同すると述べている。そして、それに基づきこの行動規範が策定されており、すべての行動は子どもの最善の利益を考慮して実施しなければならないとされている。子どもの権利はあらゆる経済的搾取、また危険労働、教育の弊害となる労働、肉体的・精神的な健康、道徳的・社会的な成長を害す労働から、守られる権利を示していると述べている[IKEA HP 2008,12,1]。

実施:調達先は、調達先とその下請け業者とともに、児童労働が発生しないよう努めなければならないとされ、万が一児童労働が見つかった場合には、適切な行動を求める。長時間労働や虐待が行われていた場合には、契約を打ち切る場合がある、と警告している。また、子どもには別の労働に従事することのないよう、適切な代替案を出さねばならないと述べられている[IKEA HP 2008,12,1]。

モニタリング:すべての調達先は、その下請け業者を含みこれらを遵守する義務を負っており、イケアは調達先とその下請け業者に対し、抜き打ちの監査をする権利を持つと述べている[IKEA HP 2008,12,1]。

以上が IWAY の中の児童労働防止に関する部分を簡略化したものである。調達先の下請け業者までを責任範囲内としていることや、児童労働が見つかった場合、自社の調達先の労働から離れた後の、子どもの生活の代替案を出すことまで言及していることが、評価できるといえる。イケアの行動規範は、人権 NGO アムネスティインターナショナル日本の CSR チーム⁶から「行動規範を見る限り、よくできている」という評価をいただいた。次に、イケアが商品調達先において、ユニセフとともに実際に行っているプロジェクトを紹介する。

子どもの権利向上プロジェクト

イケアは自社のじゅうたんの調達先のインド、ウッタルプラデッシュ州でユニセフの行っている子ども権利向上プロジェクトを支援している。ウッタルプラデッシュ州はインドの児童労働の推定 15%が集ま

⁶ 企業が人権侵害への加担を回避でき、人権が尊重される社会の構築のために、企業へ働きかける活動をしている。

り、同州のカーペット生産量はインド全体のカーペット輸出量の 75%を超える。負債、貧困、教育アクセスの欠如、障害、病気など、児童労働の根本原因を取り除くことを目的としている[IKEA HP 2008.12.1、UNICEF HP 2008.12.1]。

実施しているプロジェクトのひとつには女性のエンパワーメントがある。子どもが働かざるを得ない負債状況を取り除くために、女性同士の自助グループを結成している。ここで低利率のローンを借りて、不当に高い利率の負債を返済したり、所得を生み出すプロジェクトに利用できるようになっている。また、子どもを学校に通わせるほか救急医療費が必要なとき、家計が切迫したときにも利用できる。女性たちが収入を得られるように、イケア製品のクッションに伝統的な刺繍を施す仕事と提供している。このプロジェクトには、2006年11月の時点では2万1842人の女性が参加しており、1613のグループが結成されている[IKEA HP 2008.12.1、UNICEF HP 2008.12.1]。

子どもたちへの直接的な支援には、代替学習センターがある。ここでは、子どもたちが正規の教育制度に戻るための学習をサポートしている。これは専門的なトレーニングを受けた地元の講師を運営にあてており、村全体に子どもの権利が重要だという認識を高めるのにも役立っている。221のセンターがあり、2006年までに約9300人の子どもたちが基礎的なスキルを学んだ。また、子どもに対しての予防接種やビタミン剤投与、栄養摂取を行っている。イケアの資金により、ユニセフは子どもがかかり易い6つの病気に対する予防接種を12万7000人の乳児に実施することができた[IKEA HP 2008.12.1、UNICEF HP 2008.12.1]。

ウツタルプラデッシュ州でのプロジェクトは、500の村、合計約130万人の人々を巻き込んだ。2006年には第三者機関による評価も行い、その後ユニセフとイケアで5カ年計画を策定し、実施している[IKEA HP 2008.12.1、UNICEF HP 2008.12.1]。

企業の取り組んでいる活動について述べたが、上記のような企業からの情報を鵜呑みにすることはできない。筆者の得られる情報には限界がある。また、企業は通常、利益追求をするための組織だということを忘れてはならない。しかし、大半の企業には児童労働防止などの言葉が見られない中、行動規範に児童労働問題を反映させたり、モニタリング制度を採用したりしている点で他社とは区別できるといえる。

行動規範のような「方針」を立てるだけでは対策として不十分であるが、特に日本企業におけるCSRにこのような傾向がみられる。次に、日本企業の取り組みの現状について述べる。

第3節 日本におけるCSRとCSR調達の現状

日本企業のサプライチェーンのCSRの取り組みについて、2006年調査と2007年調査を比較すると、主要企業の対応率は33%から47%に上昇している。電機業界や化学・医薬業界に続いて、食料品、加工組立業、電気・ガス業界の対応も進展し、概ね全業種において取り組みが浸透していた。業種による対応の違いは、最終消費者との距離、環境・安全面でのリスク、取引先との関係に起因すると考えられる[生田 2008:1-15]。

欧米はCSR調達の取り組みが日本よりも進んでいるが、その要因は欧州と米国では異なる。

欧州は「政策主導型」である。欧州は企業競争力と社会発展の調和を目指しており、積極的に政策として CSR の普及を進めている。一方、米国は「市場主導型」である。企業の不祥事に対して、消費者や投資家の目が厳しく、企業が CSR に取り組むという構造になっている。これらの要因は双方とも、日本において弱く、CSR への取り組みの遅れを招いている[生田 2008:1-15]。

日本は、このように海外で CSR への関心が高まったことから、グローバルに経済活動を行う企業が海外市場へ対応するため取り組みが行われてきた。日本では政策による推進や、消費者や投資家の圧力よりも、圧倒的に日本経団連や経済同友会などの産業界が CSR を推進させたと考えられる。よって、日本は「産業主導型」の CSR といえる[生田 2008:1-15]。

CSR の内容だが、日本の企業の多くは CSR レポートを作成している。しかし、その内容は世界の中でもレベルが高いものとはいえない。2006 年にサステナビリティ社と UNEP が共同発行した CSR レポートのランキングでは、上位 50 社中、日本企業は 5 社のみしかランクインされていない。しかも、5 社中の最上位が 34 位である。CSR の作成はしていても、効果的な対策や実行を行えていないのである。同じように、日本企業はサプライチェーンの CSR に関しても、行動規範を策定している企業は多いが、その実行に関して具体策を用いていない企業が多い。つまり、「方針」を立てるのみで、「実行」に至っていないのである[生田 2008:1015]。

また、日本企業の CSR は環境問題に対するものが多いのが特徴であり、人権・労働問題に関する取り組みは少ない。日本企業と人権・労働問題に取り組む NGO の協力も少なく、日本企業はこうした問題に関心を持って、NGO などのステイクホルダーとの対話を試みなければならない。

筆者は企業の CSR 活動を全面的に評価することはできないと考える。その大半が企業のイメージアップを図るものでものであるからだ。また、企業が CSR 活動を行う要因としては「利益につながる」あるいは「他からの圧力がある」場合といえるかもしれない。時代の流れから乗り遅れないためのアプローチともいえよう。

そしてやはり、企業は経済活動を行う限り、リスクを抱えている。今日のしばしば問題になっている食品への毒物混入、規定を超える農薬の検出、クレーム隠し、また環境問題への意識の高まりからも、これらに責任を求める声には賛同できるだろう。こうした問題の発覚で企業破綻に追い込まれた企業も実在する。同じように、途上国で起こり得る人権・労働問題もまた、リスクなのである。原料や部品、製品の調達を途上国で行うリスクは、第 1 章のナイキの例をみてもとれる。1997 年にベトナムなどの下請け工場における児童労働・強制労働が NGO により摘発されたナイキは、マスコミから Sweatshop(労働搾取工場)とのレッテルを貼られ、結果消費者の不買運動を招き、1999 年には売上高が創業初の前年度比マイナスを記録したのである。

企業が行う経済活動によって児童労働のような問題が発生するとき、いったい誰がアプローチをすべきなのだろうか。国際機関なのか、あるいは NGO なのか。両者は国際社会において重要な役割を果たし、国際協力における主要アクターといえるが、当事者の企業は利益を生むだけで良いのだろうか。自らの行動を見直し、その影響力に気づき、企業も行動を起こすべきである。自社の経

済活動において責任を持ってこそ、利益の余剰を寄付する非永続的な社会貢献とは区別される、企業の社会的責任といえるのではないだろうか。

そして、こうした取り組みを促進させるために、厳しい消費者の目は重要である。企業の利益追求と人道主義の両立の実現は、人権侵害のような問題への加担が売上に反映されるようにならない。

筆者は、スターバックスへのインタビューで「利益追求と人道主義は、相容れられるものか。」という質問をした。そして、次のような答えをいただいた。「企業は利益を追求する生き物です。確かに、社会的な責任を果たすことにはコストがかかりますが、長期的に見れば利益は生み出せます。大半の企業は短期的な利益を追ってしまうがために、責任を持った行動ができないのです。しかし、最近のニュースや歴史から、無責任な行動はやがて企業破綻につながるということが分かるでしょう。みんながそれに気づき始めているトレンドは感じますよね。」まさに筆者が考えていた内容を、明確に答えていただいた。

グローバル化により、企業は以前よりも影響力を持つようになった。その影響力に自覚を持ちながら経済活動を行うのは当然だが、グローバル化を機に国内法の届かないところで無責任な経済活動に走る企業が存在するのは事実である。しかし、企業のCSR活動が増加しているのも事実であり、真に社会に対し責任を果たそうという理念を持った企業も、あるいは存在するかもしれない。責任を持った経済活動を促し、無責任な経済活動は経営困難に陥るような社会を構築する必要がある。

この先求められる経済活動は、人道主義を欠かさないものである。

終わりに

我々は、企業とは切っても切り離せない生活をしている。1日の行動を振り返り、周りを見渡して見れば、それは容易に理解できることである。現代において、我々の生活は企業無くしては成り立たないものとなっているのだ。しかし、同時に企業を支えているのは我々の毎日の消費活動でもある。当然のことだが、企業が1番に求める利益は、我々の消費活動から得るものである。

経済学の視点で考えると、消費者は「自己の利益を追求する個人」として考えられる。経済学者アダム・スミスの主張では、個人の利益追求は社会的利益につながる。互いに競争し合うことがコスト低下と消費者の求める製品の生産につながり、消費者と社会全般がともに利益を得られるという考えなのである。消費者がより安価な商品を求めれば、企業はそれに答えようと生産過程におけるコストを削減しようと努める。近代のグローバル化の中で、企業が利益を追求しコスト削減を追い求めた結果が、国内法の届かない国外における経済活動である。企業はそこで安価な労働力を獲得し、商品の値段を下げることに成功し、消費者に利益をもたらした。コスト削減は大量生産を可能にし、消費者は物質的な豊かさ、使い捨て商品などの便利さを享受した。

しかし、消費者は考えたことがあるだろうか。数百円で買えるコーヒーの、原料となる豆は誰が採集したのか。先進国の消費者は、少し喉が渴いたからと財布から小銭を出し、簡単にコーヒーを買うだろう。あるいは、飲みきれず、また口に合わないとして残して捨ててしまうこともあるだろう。その程度の消

費者の利益のために、裏には人権侵害が起きている可能性があるのだ。そのコーヒーの原料は、途上国の、学校に行けない子どもが、虐待を受けながら採集したものだとしても、この消費者の利益は守られるべきであろうか。筆者は異論の立場である。人権侵害を通して利益を得ることは搾取としか言えないのである。

グローバル化の結果、企業活動が世界に広がり、原料調達や生産過程が広範囲においてなされるようになった今日、商品がどこからどこを通り、誰から誰の手に渡り店頭まで運ばれたのか、消費者はおろか企業の間でも把握が困難な時代である。近年、スーパーマーケットなどで「顔の見える野菜」などという標語で、その野菜の生産者の写真と情報が載せられているのをしばしば見かけるが、筆者は他の商品にもそれを求めたい。しかし、途上国の子どもたちの顔が並ぶのを想像すると、何を買うのも恐くなってしまふ。

企業に人道主義と利益追求を両立させるために、我々消費者も問題意識を持たなければならない。例えば、スターバックスにおいてフェアトレードのコーヒーが他とは比較にならない程の高い売り上げを記録した場合、スターバックスはその需要に答えようとすると同時に、社会が人道主義を求めていることに気がつくだろう。フェアトレード商品を扱うピープルツリーが他のアパレルから抜きん出る売り上げを記録した場合、他のアパレル企業もフェアトレードの扱いを検討し出し、同じく、人道主義が求められていることに気がつくだろう。

先進国政府もまた、責任を持った企業の経済活動を促進する政策を打ち出さなければならない。SA8000 の奨励や、アメリカが行っているような児童労働による製品の輸入禁止などである。現在、政府は環境問題に予算を費やさねばならないように、企業の行動に規制をかけなければやがて社会問題が発生し、予算の支出を迫られるだろう。

そして企業は、利益を得ようとする限り、そこに人権侵害、搾取が起きうることを自覚し、利益の余剰を気まぐれに寄付し宣伝として扱う社会貢献ではなく、自らの行動に責任を持ち、経済活動を行っていくことが必要である。それが、本当の企業の社会的責任なのではないだろうか。

参の参考文献:

- 藤井良広(2006)『CSR 優良企業への挑戦』日本経済新聞社
- 原田勝広・塚本一郎(2006)『ボーダレス化する CSR-企業と NPO の境界を超えて-』同文館出版
- 初岡晶一郎(1997)『児童労働-廃絶に取り組む国際社会-』日本評論社
- 本山美彦 (1990)『環境破壊と国際経済』有斐閣
- 生田孝史(2007)『サプライチェーンの CSR 戦略』富士通総研経済研究所
- 生田孝史(2008)『グローバル企業における CSR 市場のサプライチェーン』富士通総研経済研究所
- 伊藤元重(2003)『グローバル経済の本質-国境を越えるヒト・モノ・カネが経済を変える-』
- 株式会社日本総合研究所(2005)『CSR(企業の社会的責任)がよくわかる本』秀和システム
- 岸田眞代(2006)『企業と NPO のパートナーシップ-CR 報告書 100 社分析-』同文館出版
- 古賀純一郎(2005)『CSR の最前線』NTT 出版
- 功刀達郎・野村彰男(2008)『社会的責任の時代-企業・市民社会・国連のシナジー-』

Lealight,Peter(1995)『子どもを喰う世界』晶文社
Mander, Jerry、Goldsmith,Edward(2000)『グローバル経済が世界を破壊する』朝日新聞社
中川雄一郎(2005)『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店
日本規格協会(2004)『CSR 企業の社会的責任-事例による企業活動最前線-』日本規格協会
OECD(2005)『世界の児童労働-実態と根絶のための取り組み-』明石書店
大野健一(2000)『途上国のグローバリゼーション-自立的発展は可能か-』東洋経済新報社
斎藤毅憲・石井貫太郎(2002)『グローバル時代の企業と社会』ミネルヴァ書房
斎藤慎(2004)『社会起業家-社会責任ビジネスの新しい潮流-』岩波書店
Stiglitz,E,Joseph(2006)『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』徳間書店
鈴木規之(1993)『第三世界におけるもうひとつの発展理論』
鈴木祥蔵(1990)『すべての子どもに人権を』解放出版社
田中優(2006)『世界から貧しさをなくす 30 の方法』合同出版
ユニセフ(2006)『ユニセフ年次報告書』財団法人日本ユニセフ協会
白井久和・馬橋憲男(2004)『新しい国連-冷戦から 21 世紀へ-』有信堂高文社
Werner,Klaus・Weiss,Hans(2005)『世界ブランド企業黒書-人と地球を食い物にする多国籍企業-』明石書店

参考雑誌:

岩附由香(2007)『アイソス No.121』
奈良林和子(2008)『読売ウィークリー』読売新聞社

参考 HP:

オルタートレードジャパン HP(2008、12.03)<http://www.altertrade.co.jp>
BBC HP (2007、10.28) <http://news.bbc.co.uk>
Berne Declaration HP(2008、12.5)<http://www.evb.ch/>
FoE Japan HP(2008、12.15)<http://www.foejapan.org/>
IKEA HP(2008、12.03)<http://www.ikea.com/jp/ja/>
ILO 駐日事務所 HP(2008、12.03)<http://www.ilo.org/>
イオン HP(2008、12.15)
国連広報センターHP (2007、12.4)<http://www.unic.or.jp/>
西友 HP(2009、1.7)<http://www.seiyu.co.jp/>
スターバックスコーヒージャパン HP(2008、12.03)<http://www.starbucks.co.jp/>